

# マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に一人一つの番号を割り当てて、社会保障、税、災害対策分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認することができるようにするものです。

マイナンバー制度において期待される主な効果としては、大きく3つあげられます。

マイナンバーは、  
行政を効率化し、国民の利便性を高め、  
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



## 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。

## 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

## 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

## ○マイナンバー制度実施の流れ

- ・ **平成27年10月以降 【住民票の住所に通知】**  
住民票を有する方（住民票がある外国人を含む。）に、平成27年10月以降、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。
- ・ **平成28年1月 【マイナンバーの利用開始】**  
税の手続きや年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続きで、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。
- ・ **平成29年1月 【個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）の運用開始】**  
マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰がなぜ提供したのか確認できます。行政機関からののお知らせも受け取れます。
- ・ **平成29年7月 【地方公共団体等も含めた情報連携を開始】**  
情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減。暮らしがもっと便利になってきます。

マイナンバー制度は、安心・安全の仕組みです。

マイナンバー制度の安心・安全を確保するため、国民の皆さまのご意見を参考に制度面とシステム面の両方から個人情報保護の措置を講じています。



個人情報の漏えい  
対策は大丈夫？

国に個人情報をなん  
でも一元管理されて  
しまうのでは？

プライバシーはきち  
んと守られるの？

他人にマイナンバーを使わ  
れて“なりすまし”被害にあ  
ったらどうしよう・・・



### 制度面

- 法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。
- なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています。
- マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- 法律に違反した場合の罰則を、従来に比べて強化しています。

### システム面

- 個人情報は従来どおり、児童手当や生活保護に関する情報は市役所に、税の情報は税務署といったように分散して管理し、情報漏えいを防ぎます。
- 行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを符号化して行います。
- システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- 平成29年1月から、「情報提供等記録システム（※）」が稼働予定です。  
(※) マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することが可能になります。